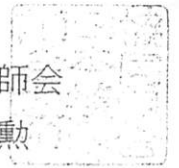


平成22年12月21日

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課 御中

協同組合日本接骨師会  
会長 登山 勲



柔道整復師施術労災保険包帯交換料算定にかゝる  
適正算定の周知徹底の要望

要望の趣旨

柔道整復師の施術の労災保険包帯交換料算定にあたり、これが受傷日起算ではなく、初回処置や後療処置にともなう算定とされているが、この「初回処置の対象」について、受傷日起算とする実態の無い架空日を対象とする事を排し、実態に基づく初回日を対象とするよう周知徹底をお願い申し上げます。

要望の理由

労災保険療養費取り扱いについて、これが患者救済の為のモノであることは言をまたずです。

今回、別紙の医師から転医で来た患者の包帯交換料取り扱いに対し、受診日を起算とするものを受傷日起算とする問題がありました。「受傷日」か「初検日」がいかを巡る問題で、受傷日と実初検日の対応誤りの混同です。

即ち、「包帯交換日の考え方」について、その基点とすべき起算日の判断で「一般の例」や「通例」の考え方について、何が適切妥当かで「受傷日＝初検日」とする固定観念の下に、これらを超えた場合の応用の対応困難者が惹起した問題について、この正しい理解の注意と再発防止の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

なお、本問は、当初より審査会の疑義で、本来、「通知」を行うべき「査定理由」の通知を巡り、この通知を拒否の誤りがあり、その注意の後のさらなる「包帯交換良」考の理解困難者による問題です。このような重なる疑義の留意の下の要望です。「労災保険の趣旨」を巡る「被災者の自己負担」や「柔道整復師の無償サービス犠牲」の回避の大事の要望です。